

子どもの定期予防接種を受けましょう!!

予防接種法に基づく定期予防接種は、受けるよう努めなければならぬこととされています。対象者に通知書・予診票を昨年4月に送りましたので、未接種の方は全額公費負担で受けられる平成24年3月31日(土)までに、必ず接種しましょう。

◇対象者

- 麻しん風しん混合(MR)
 - 2期 年長児(日17年4月2日～日18年4月1日生)
 - 3期 中学校1年生(日10年4月2日～日11年4月1日生)
 - 4期 高校3年生(日5年4月2日～日6年4月1日生)
- ◎二種混合(ジフテリア・破傷風)
 - 小学校6年生(日11年4月2日～日12年4月1日生)

◇受け方

- ◇場所 市内協力医療機関(要予約)
- ◇料金 無料(3月31日(土)まで) ※4月以降は有料
- ◇持っていくもの 母子健康手帳、記入した予診票
- ※市外の医療機関で受ける場合や、予診票等を紛失した場合は、事前に問合先へ連絡ください。

平成24年度定期予防接種

◇対象者への個別通知 対象者に、通知書・予診票を4月初めに

に個別通知します。 ●集団予防接種 ポリオ(小児まひ) 予防ワクチン投与を4月から行います。各会場の日程は広報とちぎ4月号・平成24年度親子けんこうカレンダー等に掲載します。

◎個別予防接種

通知書・予診票が届いたら、協力医療機関に予約し、早めに接種をしてください。 ※市外医療機関で接種希望の場合は、依頼書が必要。事前に左記へ連絡ください。

◇問合先

- 本 健康増進課 ☎(25)3511
- 大 健康福祉課 ☎(45)1788
- 藤 健康福祉課 ☎(62)0904
- 都 健康福祉課 ☎(29)1103
- 西 健康福祉課 ☎(92)0311

市税等がコンビニエンスストアで納付できるようになります

- ◇開始 平成24年度分課税()
- ◇税目 市県民税・固定資産都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期医療保険料
- ◇注意
 - 平成24年度からの納税通知書はつづられています。
 - 1枚30万円以上の税(料)納付期限を過ぎたもの

○バーコードが印字されていない納税通知書の納付

◇問合先

- 本 収税課 ☎(21)2133
- 大 税務課 ☎(43)9208
- 藤 税務課 ☎(62)0902
- 都 税務課 ☎(29)1101
- 西 地域まちづくり課 ☎(92)0303

安全便利な口座振替のご利用を

市税や介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納付は、納付の期間が省け、納め忘れのない口座振替が便利です。

- ◇受付窓口 取扱金融機関、市役所(本庁・各総合支所)、各支所・出張所
- ◇用意するもの 振替口座の通帳、通帳届出印

※取扱金融機関は問い合わせください。 申込日の翌月末以降の納期から振替を開始します。また、国民健康保険税を口座振替利用の方で、後期高齢者医療制度に変更になった方は、改めて口座振替の申し込みが必要です。

固定資産税の縦覧を 実施します

固定資産税の納税者は、地域

ごとの固定資産価格等を縦覧できます。 ※償却資産を除く。

◇縦覧期間

- ◇縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木)(土・日・祝日除く) 午前8時30分～午後5時
- ◇縦覧場所 本庁・各総合支所の資産税担当窓口
- ◇縦覧できる方 市内にある土地や家屋に対して固定資産税が課税される方、委任を受けた方(委任状必要)、納税管理人など

◇縦覧できる事項

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)
- ※土地の所有者は土地の、家屋の所有者は家屋の縦覧帳簿を縦覧できます。

◇必要なもの

- 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)、委任状(申請者が代理人の場合)、法人登録印又は法人登録印を押印した委任状(所有者が法人の場合)
- ◇手数料 無料
- ◇その他 自己の資産について記載された固定資産課税台帳は、縦覧期間中に限り、無料で閲覧できます。なお、平成24年度の納税通知書と課税資産明細書は5月発送予定です。

◇問合先

- 本 資産税課 ☎(21)2127

軽自動車などの届出はお早めに

軽自動車税は、4月1日現在の名義人が課税の対象となります。(盗難・譲渡などで軽自動車などがお手元になくても、届出を行わないと課税されます) 廃車・住所変更・名義変更は、3月中に済ませてください。

◇問合先

- 125cc以下のオートバイや農耕車
- 本 市民税課 ☎(21)2121
- 126cc以上のオートバイ 栃木運輸支局 佐野事務所 ☎05055402020
- 軽四輪車 軽自動車協会 佐野支所 ☎0283(20)6116

税証明を申請する際には本人確認ができる書類の提示を

各種証明書交付申請の際に、窓口で本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)の提示をお願いしています。これは、重要な個人情報記載される税証明書を、第三者が不正に取得することを防止するためです。また、税証明書の偽造悪用を防ぐために、税証明書の発行には偽造防止用紙を使用しています。ご理解とご協力をお願いします。

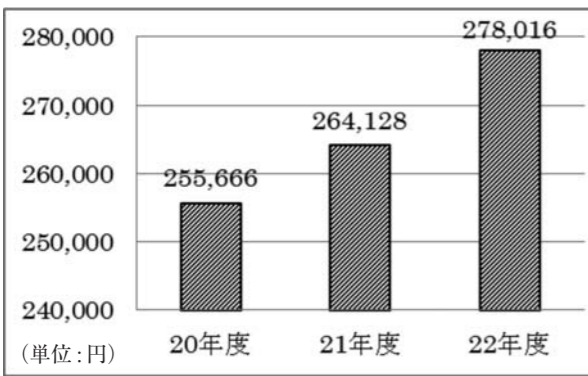
◇問合先 本 市民税課 ☎(21)2121

国民健康保険税の均一化を行います

栃木市の国民健康保険税は、市町合併協議において平成24年3月までに均一化するものとして、平成23年度までは各地域で税率の違う不均一課税となっていました。

栃木市国民健康保険運営協議会における審議・答申を経て、平成23年12月市議会において新しい税率が決定され、平成24年度から統一した税率となります。医療費は高齢化の進行や高度医療技術の進歩等で増加しています。国民健康保険事業を安定的に行うためには、税率の引き上げが避けられない状況でした。しかし今回の改正は、税率の引き上げを抑え市民の皆さんに急激な負担増にならないように、また均一税率とすること、市全体で公平な負担となるようにしました。

また、国において、限度額(保険税の上限額)合計を平成22年度は5万円、さらに平成23年度は4万円引き上げているため、均一化に合わせて限度額合計を5万円の引き上げを行いました。税率改正は、次の点を考えて決定されました。 ①保険財政調整基金の取崩しを行いながら税率の引き上げを抑



市の一人当たりの医療費推移

※国民健康保険税に関し、今後数回掲載を予定しています。

旧保険税率 (平成23年度の税率、地域ごとに不均一)

	医療保険分					後期高齢者支援金分					介護保険分(40～64歳の方)				
	栃	大	藤	都	西	栃	大	藤	都	西	栃	大	藤	都	西
① 所得割率 % (前年所得-33万円)	5.7	6.9	6.4	6.5	6.0	2.2	2.0	1.6	1.7	1.5	2.0	1.4	1.5	1.7	1.4
② 資産割率 % (固定資産税額)	29.0	22.0	28.4	27.0	24.0	10.0	10.0	7.0	7.0	6.8	7.2	5.4	4.6	6.0	3.0
③ 均等割額 円 (1人当たり)	23,000	24,000	21,200	18,000	25,000	5,000	7,000	5,300	5,000	8,500	8,500	6,200	7,000	8,000	9,000
④ 平等割額 円 (1世帯当たり)	24,500	15,000	20,000	16,800	24,500	5,500	4,000	5,000	3,600	7,000	6,500	4,800	5,000	6,000	7,000
限度額 円 (保険税の上限額)	470,000					120,000					90,000				
低所得者軽減割合	栃木・西方地域 7・5・2割 / 大平・藤岡・都賀地域 6・4割														
保険税額	①所得割額 + ②資産割額 + ③均等割額 + ④平等割額														

新保険税率 (平成24年度の税率、全地域統一)

	新保険税率				旧保険税率				
	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40～64歳)	合計	栃	大	藤	都	西
① 所得割率 % (前年所得-33万円)	6.6	2.0	1.5	10.1	9.9	10.3	9.5	9.9	8.9
② 資産割率 % (固定資産税額)	14.0	3.0	3.0	20.0	46.2	37.4	40.0	40.0	33.8
③ 均等割額 円 (1人当たり)	24,000	5,000	7,000	36,000	36,500	37,200	33,500	31,000	42,500
④ 平等割額 円 (1世帯当たり)	23,500	4,500	5,000	33,000	36,500	23,800	30,000	26,400	38,500
限度額 円 (保険税の上限額)	500,000	130,000	100,000	730,000	680,000				
低所得者軽減割合	7・5・2割 (前年中の所得に応じて均等割額と平等割額を軽減)								
保険税額	①所得割額 + ②資産割額 + ③均等割額 + ④平等割額								

- ◇問合先 本 市民税課 ☎(21)2123 藤 税務課 ☎(62)0902
- 本 保険医療課 ☎(21)2151 都 税務課 ☎(29)1101
- 大 税務課 ☎(43)9208 西 地域まちづくり課 ☎(92)0304